

「オールウェルカム TOKYO」キャンペーン

運営規程

7 生文企第 2 8 7 号

令和 7 年 5 月 3 0 日

(目的)

第 1 条 障害や言語等の違いに関わらず誰もが芸術文化に触れられる共生社会の実現に向け、鑑賞サポートをはじめとするアクセシビリティ向上の取組（以下、「鑑賞サポート等」という。）に積極的な企業、団体等（以下「団体等」という。）や都内美術館・博物館、芸術文化団体等と東京都（以下「都」という。）が連携し、鑑賞サポート等の取組を一体的に発信することにより、鑑賞、参画機会の増加と鑑賞サポート等のさらなる充実の好循環を創出するとともに、これを持続的なムーブメントに繋げることを目的とする。

(所掌事項)

第 2 条 「オールウェルカム TOKYO」キャンペーン（以下「本キャンペーン」という。）の活動は、次に掲げる事項を所掌とする。

- 一 鑑賞サポート等の認知度向上に関すること。
- 二 鑑賞サポート等への興味・関心の喚起に関すること。
- 三 鑑賞サポート等の普及に関すること。

(期間)

第 3 条 本規程の有効期間は、施行日から令和 8 年 3 月 3 1 日までとする。

- 2 本キャンペーンの実施期間は、令和 7 年 9 月 1 日から令和 7 年 1 2 月 3 1 日までとする。ただし、第 6 条第 1 項の活動は、次条第 3 項によって登録し、または第 5 条第 2 項によって参加が決定した時点から行うものとする。

(構成)

第 4 条 本キャンペーンは都と団体等、2025 年度東京芸術文化鑑賞サポート助成採択事業の主催団体、都内美術館・博物館、芸術文化団体、自治体、教育機関等の団体で構成する。

- 2 前項のうち、団体等は、本規程の内容について同意した者であって、次の各号のいずれにも該当しない者とし、「オールウェルカムサポーター」という。
 - 一 東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者
 - 二 前号に掲げる者から委託を受けた者並びに前号に掲げる者の関係団体及びその

役職員又は構成員

三 法令及び公序良俗に反すると認められる行為を行う者

四 都の信用又は品位を害すると認められる行為を行う者

- 3 第1項の団体のうち、2025年度東京芸術文化鑑賞サポート助成採択事業の主催団体、都内美術館・博物館、芸術文化団体、自治体及び教育機関等については、協力の意思表示があった者を都が協力団体として登録するものとし、「オールウェルカムパートナー」という。

(参加の決定)

第5条 本キャンペーンに参加を希望する団体等（以下「参加希望者」という。）は、都が別に定める方法により名称その他の情報を申請することにより参加の申込みを行う。

- 2 都は、前項の参加希望者の申込内容を確認し、オールウェルカムサポーターとして認める場合は、当該参加希望者に対しオールウェルカムサポーター決定通知書（別紙様式）を送付する。

(活動内容)

第6条 前条第2項によって参加が決定したオールウェルカムサポーター及び第4条第3項によって登録したオールウェルカムパートナーは、次の各号に定める活動を行うことにより本キャンペーンに参加する。

一 第1条の目的を達成するため、幅広く様々な場面での鑑賞サポート等の普及啓発や、誰もが芸術文化に触れることができる共生社会を実現するための活動

二 自らの実施する鑑賞サポート等に関する情報の提供、記事作成のための取材対応など、本キャンペーンのWEBサイト・SNS等における情報発信への協力

三 自らが管理するWEBサイト・SNS、その他広報媒体による情報発信や主催イベント等での掲示など、鑑賞サポート等及び本キャンペーンに係る都民等への情報発信等への協力

四 本キャンペーンについての情報共有や従業員等への研修など、組織内における鑑賞サポート等に係る理解促進の実施。

- 2 オールウェルカムサポーターは、都内において第1項の活動を行うものとする。ただし、都内における活動に加えて、都外において活動を行うことを妨げない。

(都の活動内容)

第7条 都は前条のオールウェルカムサポーター及びオールウェルカムパートナーが実施する鑑賞サポート等の状況をホームページに掲載し、本キャンペーンの活動を普及し、また、啓発を行う。

- 2 都は原則としてオールウェルカムサポーター及びオールウェルカムパートナーの名称

を公開する。

(参加の取消)

第8条 都は、オールウェルカムサポーター及びオールウェルカムパートナーが次の各号のいずれかに該当するときは、本キャンペーンへの参加を取り消すことができる。

- 一 参加要件を満たさなくなったと認められるとき。
- 二 明らかに本キャンペーンの目的に反する行為が認められた場合や、本キャンペーンのイメージを損なうと認められる行為を行ったとき。
- 三 他の参加団体又は第三者の利益を害すると認められる行為を行ったとき。
- 四 虚偽の申込みを行ったとき又は虚偽の申込みの疑いがあると認められるとき。
- 五 その他都が必要であると認めるとき。

2 都は、第1項の規定によりキャンペーン参加を取り消された者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

(非推奨事項)

第9条 本制度は、オールウェルカムサポーター及びオールウェルカムパートナーについて都が推奨を行うものではない。

(所管)

第10条 本キャンペーンに係る事務は、東京都生活文化局文化振興部企画調整課が所管する。

(個人情報の取扱い)

第11条 都は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年東京都条例第130号）及び東京都個人情報取扱事務要綱（平成17年3月31日付16生広情報第708号）に基づき、収集する個人情報を適正に管理する。

(規程の改定)

第12条 本規程は、都により事前の通知なく必要に応じて改定される場合がある。

2 本規程の改定によりオールウェルカムサポーター及びオールウェルカムパートナーに不利益が生じたとしても、都は一切の責任を負わない。

(その他)

第13条 本規程に定めるもののほか、本キャンペーンの運営等に関して必要な事項については、都が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年5月30日から施行する。